

資料 №1

R7 子どもの貧困問題に係る調査集計 中間報告(10月末)

支援度 レベル	判 定 基 準	件 数									
		8月末現在			中 間 (10月末)			最 終 (3月)			
A 要支援 子どもナビゲーターが支援にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒、保護者、養育者が経済的問題で困窮していることが疑われる。 関係機関(福祉課、生活支援課(支所では市民生活課)、学校教育課、学務課、要対協、児童相談所等)とつながっていない。 手当、行政支援申請の手続きがなされていない。または、漏れ落ち等が見られる。 	26 (21)			27 (15)			(5)			
		小学校	中学校	総合支援	小学校	中学校	総合支援	小学校	中学校	総合支援	
		16 (13)	10 (8)	0 (0)	13 (11)	14 (4)	0 (0)	(4)	(1)	(0)	
B 経過観察 現状を見守る。	<ul style="list-style-type: none"> 経済的問題で困窮が疑われるが、手当、行政支援を確実に受けている。 関係機関に等に接続するなど、支援を仰ぐほどではない。 	305 (324)			309 (329)			(358)			
		小学校	中学校	総合支援	小学校	中学校	総合支援	小学校	中学校	総合支援	
		163 (180)	127 (124)	15 (20)	167 (179)	127 (130)	15 (20)	(197)	(141)	(20)	
合 計		331 (345)			336 (344)			(363)			
		小学校	中学校	総合支援	小学校	中学校	総合支援	小学校	中学校	総合支援	
		179 (193)	137 (132)	15 (20)	180 (190)	141 (134)	15 (20)	(201)	(142)	(20)	

()内の数値はR6年度値

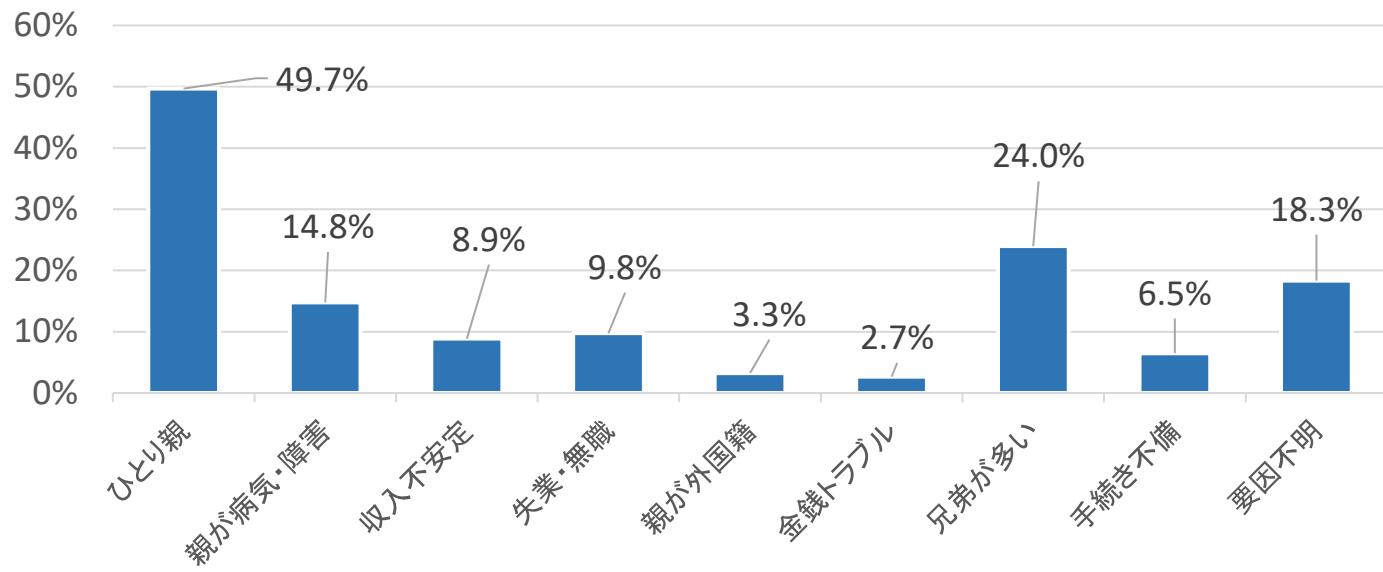
4月1日～10月31日までの実績

① 個別の事例に関わった延べ回数(助言、面談等)	24 回(22 世帯 27 人)
② 学校等からの相談電話 延べ回数(①の内数)	14 回(15 世帯 17 人)
③ 保護者等からの相談電話 延べ回数(①の内数)	1 回(1 世帯 2 人)
④ 保護者との面談回数(①の内数)	0 回(0 世帯 0 人)
⑤ 子どもナビゲーターが関係機関との連携を働き掛けた事例数	7 件(7 世帯 7 人)
⑥ ⑤のうち、子どもナビゲーターの働き掛けにより、A判定(要支援)からB判定(経過観察)へ改善した事例数	1 件(1 世帯 1 人)

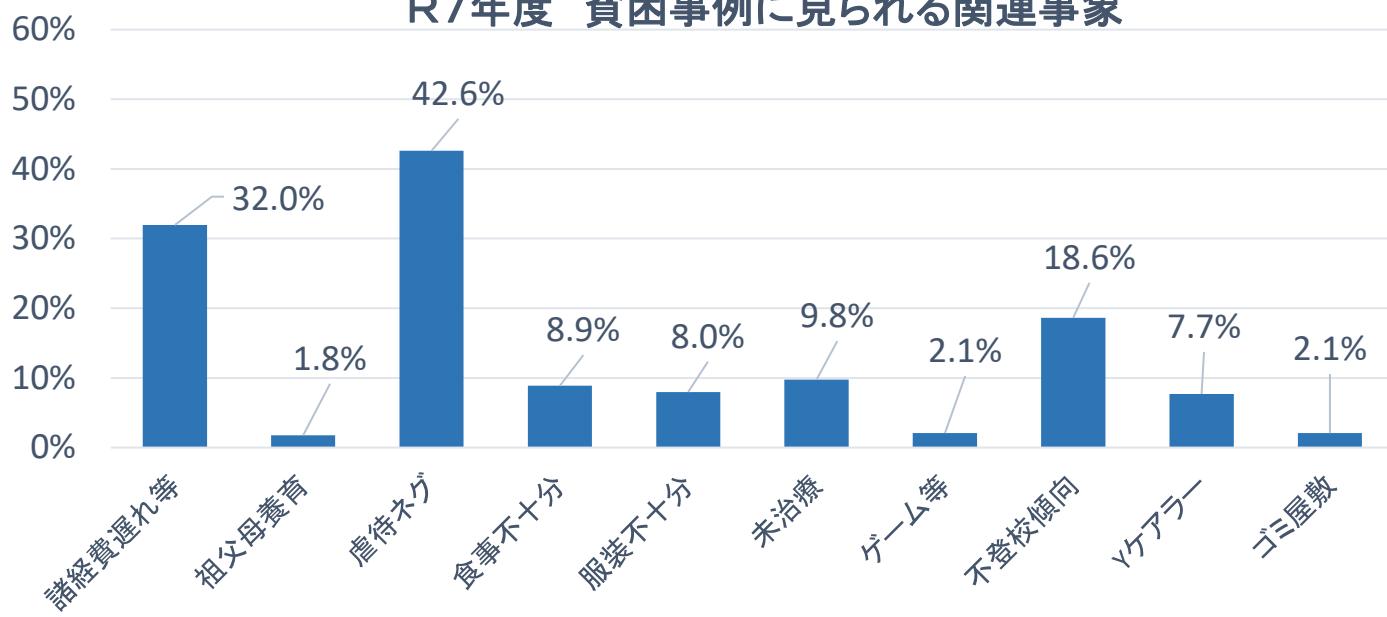
⑥について

- 学校からの相談電話を受け、要対協に情報提供したところ、すぐに要対協管理となった。保護者との面談、関係機関の支援につながった。その結果、A判定からB判定へ改善した。

R7年度 貧困事例に見られる環境要因(複数選択あり)



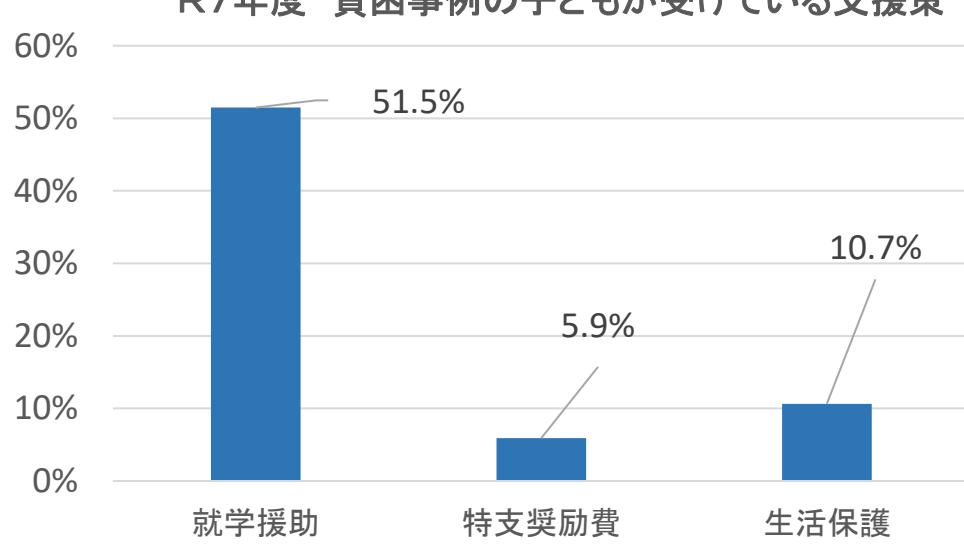
R7年度 貧困事例に見られる関連事象



R7年度 貧困事例の子どもが受けている支援策

事例総数

336 件



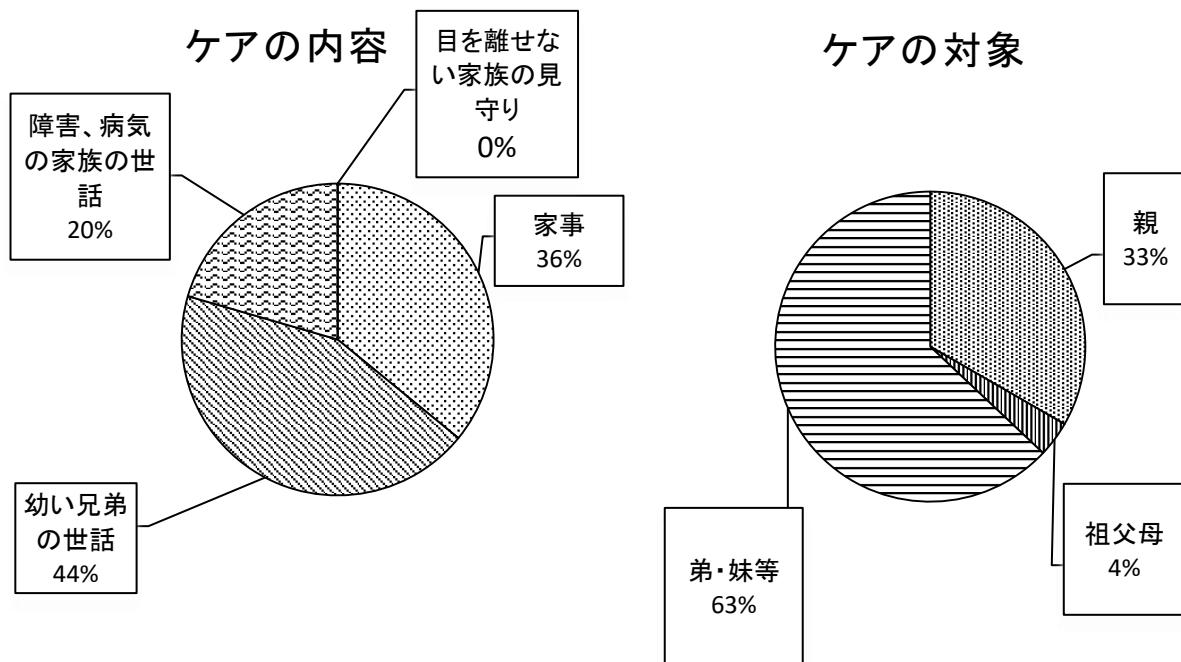
長岡市の小・中・総合支援学校におけるヤングケアラーの実態

学校へのアンケート調査(令和7年5月実施)から

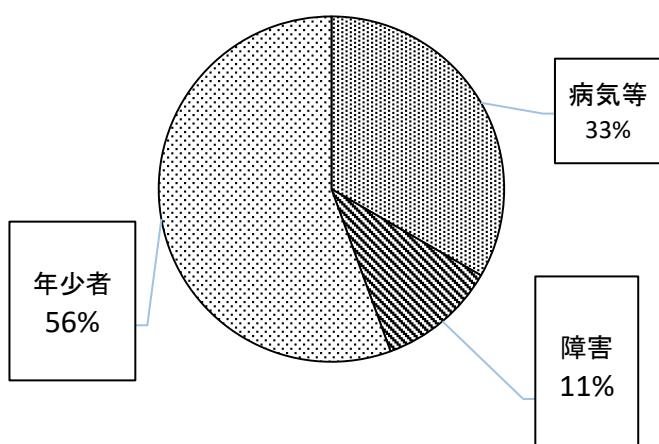
1 ヤングケアラーが疑われる事例数

ヤングケアラーが疑われる事例	34	世帯	36	人
----------------	----	----	----	---

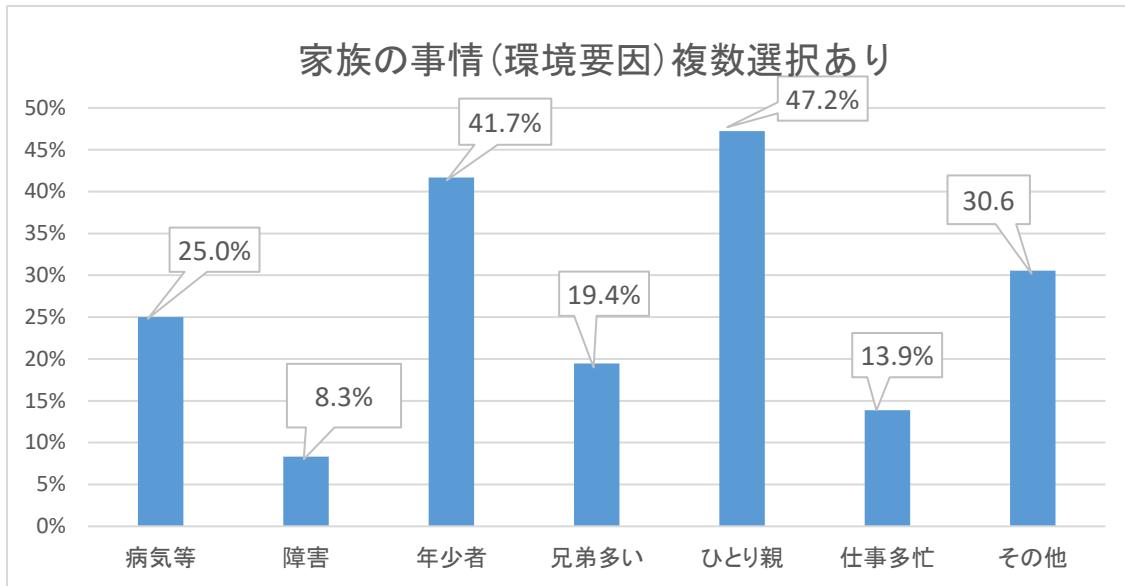
2 事例の詳細



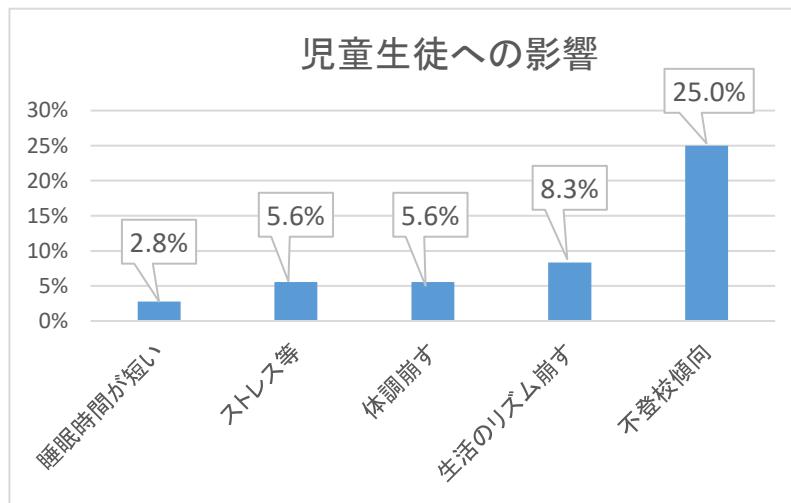
ケアの対象の状況



3 家族の事情(環境要因)複数選択あり



4 該当児童生徒への影響



- ・学校で「世話が大変。」などと訴えている児童生徒はほとんどいない。生活のリズムが崩れていたり、欠席が続いたりしたため、教育相談を実施して判明する事例や、生活アンケートへの記述で気付き、詳しく話を聞いて分かる事例が多い。
- ・複数の要因が重なっているが、家族の世話をして学校を遅刻したり、休んだりする事例があった。関係機関の支援により、改善された事例があった。また、保護者との面談で親が気付き、その後、改善した事例もある。

5 関係機関との連携(子ども家庭センター等)

ヤングケアラーが疑われる事例	要対協・家児相等支援 (支援歴含む)	
世帯数	34	25(73.5%)
人 数	36	27(75.0%)

令和7年度 子どもの貧困対策連絡会議 報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 令和7年10月10日(金) 午前10時～午前11時30分
(2) 会場 さいわいプラザ6階大会議室

2 出席者

山川委員、太田委員、宮下委員(子ども・子育て会議委員)
中越教育事務所、長岡市社会福祉協議会、長岡市パーソナル・サポート・センター
こどもみらい食堂、小池アドバイザー
子ども未来部長、生活支援課、福祉課、人権・男女共同参画課、学務課、保育課、
こども家庭センター、子ども政策課 職員6名



3 会議内容

- (1) あいさつ
(2) 長岡市の子どもの貧困とヤングケアラーの現状について
(3) 支援機関の活動紹介
(4) 各支援機関の現状と連携の課題について
(5) アドバイザーの講評

4 議 事

- (2) 資料No.1～4について説明。

意見・質問等無し。

部長あいさつ

- (3) 資料No.5について、こども家庭センター、資料No.6について長岡市社会福祉協議会から説明。

- (4) 資料No.7について、支援団体、市の担当課から説明。

子ども・子育て委員からの意見等

- ・子どもナビゲーターの活動が始まってから、主任児童委員として学校から諸経費の未納の相談を受けることが無くなった。また、少子化で地域で子どもの姿を見る機会が減った。
- ・幼保小中の連携が深まっていると感じている。親と子どもの服装の趣が違う親子が気になる。
- 派手な服装で夜仕事に出かけると、ひとり親家庭の子どもが園で話してくれる。生活の乱れを感じる。いろいろな手当が支給されるために就労意欲が下がる現象も見られる。利用者が不定期な子育て支援センター職員の気付きは、将来の予想される貧困の芽につながる。
- ・虐待で相談機関につながったことで、親がことの重大さに気付き、不安になることがある。園ではその気持ちを受け止めている。お金をかけることの優先度に疑問を感じことがある。

生活支援課への質問

- ・昨年度から今年度にかけて生活保護を受けていた世帯が数多く解除となった。何か変化があったのか。
- ・民生委員での話題として、生活保護を受けるために車を手放さなければならない。長岡市で生活するには必需品である。もう少し弾力的な運用はできないものか。

生活支援課から

- ・今年度、受給世帯における就労に向けた動きの視点から判定の見直しがあった。

- ・就労のための自家用車の必要度を精査しているため、一概に手放さなければならないわけではない。車を所有しながら場面によって使用制限をかけるなど、個別に判断している。弾力的な運用についての要望は持ち帰って検討したい。

(5) アドバイザーの講評

- ・非常に幅広い話題が出た会議であった。このように事例が出され、多くの関係機関で情報共有できる場となったことが素晴らしい。
- ・[ヤングケアラーについて、パワーポイント及び配布した資料を基に説明]

就労の不安定など、家族のケアニーズと実際のケアのバランスが崩れると、子どもによるケアに頼らざるを得ない状況となる。ヤングケアラーに頼らざるを得ない事例では、こども、若者が「ケアする権利」と「ケアしない権利」の整理がつかない状況にあると言える。



社会福祉協議会の説明



アドバイザーの講評